

頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方
1	このパブリックコメントの内容を見ると、これから新たに要件を受けようとする場合となっておりますが、例として、現に認証工場で何らかの認定工場の資格を持っている場合もこの改正案を適用して欲しい。	今回の改正は、現に道路運送車両法第78条に基づく分解整備の認証を受けている者であって、既に、同法第94条に基づく優良認定を受けている者にも適用となります。
2	優良自動車整備事業者の特殊整備工場等の改正で認証事業と優良事業者の工員等の重複ができるようになることが現在の経営上人件費が一番問題で非常に喜ばしいことです。 また作業場についても今まで少し面積が足りない事業場も多々あり取りやすくなると思います。	今後、適正に業務を遂行して参ります。
3	優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種)の取扱等について)等の一部改定がなされ、要員、作業場に関して基準の緩和が通達され、施行されるとのことで認証取得が促進されるならばコンプライアンスから見れば前進です。	